

名古屋都市計画用途地域の変更（東郷町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建 築 物 の 建築面積の 敷地面積に 対する割合	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さの 限 度	その他 及び 備 考
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	約 210 ha 約 30 ha	10/10以下 10/10以下	5/10以下 6/10以下	—	—	10m	37.5% 5.3%
小 計	約 240 ha						42.8%
第一種中高層 住 居 専 用 地 域	約 107 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	19.0%
第二種中高層 住 居 専 用 地 域	約 100 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	17.8%
第 一 種 住 居 地 域	約 65 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.6%
第 二 種 住 居 地 域	約 22 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.9%
準 住 居 地 域	約 4.2 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.8%
近 隣 商 業 地 域	約 14 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	2.5%
準 工 業 地 域	約 4.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.7%
工 業 地 域	約 5.3 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.9%
合 計	約 562 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

東郷セントラル地区の商業施設等の立地の促進及び都市機能の充実により、まちの賑わいを早期に創出するため、用途地域を見直すものである。